

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和7年3月9日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長 殿

照会者名 リカバリーサポート株式会社  
代表取締役 林 和也  
住 所 千葉県茂原市小林 2319-1

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

弊社の行う以下の事業は貨物自動車運送事業法第2条2項に規定する「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

弊社は造園・土木事業とレンタル事業を行っている。これら両事業の機材を活用するのに加え、新たに入手した給水車用タンクを活用して災害時の給水活動支援等の災害復旧支援事業を計画している。災害復旧支援を行政機関等から請け負った場合、そのサービスの利用料や、移動にかかった燃料代や有料道路等の利用料などの対価を頂く予定です。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

令和6年3月1日付、国自旅第359号の反対給付が「運送」に対するものではない場合の有償性判断に於いて、提供されるメインのサービスが有償であっても、当該サービスの利用者へ不随的に提供される運送については、運送に特定した反対給付がない場合、許可又は登録は不要である。とあるように弊社で保有する給水車等を用いて給水活動を行うのがメインのサービスであり、給水所から現地の輸送に関する部分に関して反対給付を求めないのであるのならば許可又は登録は不要ではないのだろうか。また、燃料代等の実費を求めることは可能であると記載があるように、サービス料に加え、

現地の移動にかかった燃料代や有料道路の利用料金等の請求も可能であると考えられる。

もし、仮に直接の給水行為が運送業にあたるのならば、弊社のレンタル機材（仮設トイレ、手洗いユニット、給水スポット）の水が不足した場合、それら機材に対する補給行為に関してはどうか。本業の機材のレンタルに不随する行為であり、平成25年12月26日の貨物自動車運送事業法第2条、第3条に関する回答にもある通り、「当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。」これに該当すると考えられる。また、これらの行為でかかった燃料費や有料道路の利用料等のは令和6年3月1日付、国自旅第359号に基づき請求することは可能ではないのだろうか。

### 3. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

公表の延期を希望する。

### 4. 連絡

〒297-0074 千葉県茂原市小林 2319-1

リカバリーサポート株式会社 代表取締役 林 和也

TEL0475-36-2178